

令和4年度タクシーチケット使用契約業務の契約者の募集公告

1. 契約内容

本業務は、九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所が所在する熊本市・八代市・熊本県上益城郡益城町及び当所が管理を行う本渡瀬戸航路の天草市を拠点とし、職員の業務及び外部での急務発生時に職員の安全かつ速やかな人員等の運送を目的としたタクシーチケット使用契約業務である。

ただし、契約締結は令和4年4月1日を予定しているが、当該業務にかかる令和4年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算状況により、別途、契約日及び履行期間の調整を行うとともに、契約額の区分表示等を行う場合がある。

2. 契約期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

3. 応募に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正（再生）手続き開始の決定を受けた者を除く。

4. 応募条件

- (1) 九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所の管轄区域で複数社の利用が可能なタクシーチケットが使用できること。
- (2) 本契約に係る事務手数料がかからないこと。（料金後払いタクシーチケットの請求も含む。）
- (3) 料金後払いタクシーチケットが使用できること。
- (4) 当局から料金後払いタクシーチケットの請求があった際、必要な数量を請求日を含む6営業日以内に納入が可能であること。
- (5) タクシー料金請求書を月末で締め切り、原則として翌月の20日までに利用したタクシーチケット及び明細書を添付のうえ提出が可能であること。
また、支払いは銀行等口座振り込みとすること。
- (6) 本業務の契約を希望する者は、応募申込書（以下「申込書」という。）及び受領書を提出しなければならない。
- (7) 応募関係資料の交付を直接受けた者であること。

5. 契約者の決定方法

上記3及び4に掲げた条件を満たす全ての者と契約することとするが、必ずしもタクシーチケット使用を確約するものではない。

6. 担当部局

〒861-4115 熊本県熊本市南区川尻2-8-61
国土交通省 九州地方整備局 熊本港湾・空港整備事務所 品質管理課
電話 096-357-0222 FAX 096-311-3203

7. 応募要領

- (1) 応募関係資料の交付期間、場所及び方法
交付期間は、令和4年3月2日（水）から令和3年3月25日（金）
9時00分～16時00分（土、日を除く）。
交付場所及び方法は、上記6において直接交付するが、事前に電話連絡をすること。